

新旧対照表

○「週休 2 日」試行工事実施要領

改正後（案）	改正前
<p>（中略）</p> <p>（発注形式）</p> <p>第5条 一般土木事業<u>及び農業土木事業</u>の対象工事については、発注者指定方式により発注することを原則とする。</p> <p>また、週休 2 日の種別については「週休 2 日（現場閉所型）」の完全週休 2 日（週単位の週休 2 日）を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日（現場閉所型）」の月単位の週休 2 日、通期の週休 2 日、または「週休 2 日（交替制）」とすることができます。</p> <p>「週休 2 日（交替制）」の完全週休 2 日として発注した場合において、現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日（交替制）」の月単位の週休 2 日、もしくは通期の週休 2 日とすることができます。</p> <p>なお、「週休 2 日（現場閉所型）」の完全週休 2 日として発注した場合において、受注者が「週休 2 日（交替制）」を希望するときは、受発注者間で協議し変更することができるものとする。</p> <p>2 営繕（建築）事業の対象工事については、受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式）を基本とする。</p> <p>また、週休 2 日の種別については「週休 2 日（現場閉所型）」の完全週休 2 日（週単位の週休 2 日）を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日（現場閉</p>	<p>（中略）</p> <p>（発注形式）</p> <p>第5条 一般土木事業の対象工事については、発注者指定方式により発注することを原則とする。</p> <p>また、週休 2 日の種別については「週休 2 日（現場閉所型）」の完全週休 2 日（週単位の週休 2 日）を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日（現場閉所型）」の月単位の週休 2 日、通期の週休 2 日、または「週休 2 日（交替制）」とすることができます。</p> <p>「週休 2 日（交替制）」の完全週休 2 日として発注した場合において、現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日（交替制）」の月単位の週休 2 日、もしくは通期の週休 2 日とすることができます。</p> <p>なお、「週休 2 日（現場閉所型）」の完全週休 2 日として発注した場合において、受注者が「週休 2 日（交替制）」を希望するときは、受発注者間で協議し変更することができるものとする。</p> <p>2 営繕（建築）事業の対象工事については、受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式）を基本とする。</p> <p>また、週休 2 日の種別については「週休 2 日（現場閉所型）」の完全週休 2 日（週単位の週休 2 日）を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休 2 日（現場閉</p>

所型)」の月単位の週休2日、通期の週休2日とすることができます。

3 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(中略)

(工事費の積算)

第7条 発注者は、現場閉所型の完全週休2日を達成した場合の補正係数、または交替制の完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所、もしくは平均休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たないものについては、月単位の4週8休の補正係数に変更し、月単位の4週8休に満たないものについては、月単位の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

(1) 週休2日 (現場閉所型) 工事

1) 完全週休2日

	一般土木事業	農業土木事業	営繕 (建築) 事業
【労務費】	1.02	1.02	1.02
【機械経費 (賃料)】	—	—	—
【共通仮設費】	1.02	<u>1.05</u>	—
【現場管理費】	1.03	<u>1.06</u>	1.01

2) 月単位の週休2日適用工事 (4週8休以上)

【労務費】	1.02	<u>1.02</u>	1.02
【共通仮設費】	1.01	<u>1.04</u>	—

所型)」の月単位の週休2日、通期の週休2日とすることができます。

3 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

(中略)

(工事費の積算)

第7条 発注者は、現場閉所型の完全週休2日を達成した場合の補正係数、または交替制の完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所、もしくは平均休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たないものについては、月単位の4週8休の補正係数に変更し、月単位の4週8休に満たないものについては、月単位の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

(1) 週休2日 (現場閉所型) 工事

1) 完全週休2日

	一般土木事業	農業土木事業	営繕 (建築) 事業
【労務費】	1.02	1.02	1.02
【機械経費 (賃料)】	—	—	—
【共通仮設費】	1.02	<u>1.02</u>	—
【現場管理費】	1.03	<u>1.05</u>	1.01

2) 月単位の週休2日適用工事 (4週8休以上)

【労務費】	1.02	—	1.02
【共通仮設費】	1.01	—	—

【現場管理費】	1.02	<u>1.05</u>	—	【現場管理費】	1.02	—
(2) 週休2日（交替制）工事				(2) 週休2日（交替制）工事		
1) 完全週休2日				1) 完全週休2日		
一般土木事業	農業土木事業			一般土木事業		
【労務費】	1.02	<u>1.02</u>		【労務費】	1.02	
【現場管理費】	1.03	<u>1.03</u>		【現場管理費】	1.03	
2) 月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）				2) 月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）		
【労務費】	1.02	<u>1.02</u>		【労務費】	1.02	
【現場管理費】	1.02	<u>1.02</u>		【現場管理費】	1.02	